

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月から45年3月までの期間、同年10月から51年7月までの期間及び52年3月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から55年3月まで

私は、行政機関に勤めていた義兄から国民年金への加入と特例納付を強く勧められ、昭和55年ごろに国民年金への加入手続と特例納付を行った。私の実母に保険料相当額(約36万円から50万円ぐらい)を出してもらい一括で納めたのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年度以降の国民年金加入期間について、保険料をすべて納付済みである。

また、申立人が昭和55年6月27日に国民年金の加入手続を行った記録が市町村の国民年金被保険者名簿で確認でき、この手続日からみると、第3回目の特例納付期間中に特例納付保険料を納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月29日に払い出されており、20歳に到達する44年*月*日にさかのぼって資格取得しており、申立期間は、社会保険庁の記録上、強制加入期間であったことが確認できる。

加えて、申立人の実姉等は、申立人の実母がお金を出すから特例納付するよう申立人に話していたこと及び保険料納付後に、申立人が「特例納付の保険料を納めたので、これから毎月保険料を払っていけば(将来年金が)満額もらえる。」と喜んでいた旨等の証言書を提出している。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 51 年 8 月から 52 年 2 月までの期間は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月までの期間、同年 10 月から 51 年 7 月までの期間及び 52 年 3 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年7月まで

私（代理人である申立人の実父）は、平成3年4月に社会保険事務所又は役場から連絡が来たので娘の国民年金への加入手続を行い、元年4月にさかのぼって資格取得した。その際、私は、平成元年度分の国民年金保険料を金融機関で、2年度分の保険料を役場の窓口でそれぞれ納付した。

私は、平成元年度分の保険料をまとめて納付したと思うので、平成元年4月分から同年7月分までの保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、加入期間についてすべて納付されている。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していた実父は、申立人が資格取得して以降婚姻までの国民年金保険料及び離婚後の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付しており、納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月1日に払い出され、元年4月1日にさかのぼって資格取得していることから、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、納付意識が高い申立人の実父が申立人の4か月という短期間の保険料を納付していなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年6月30日）及び資格取得日（昭和25年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月30日から同年9月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和25年6月30日から同年9月1日までの期間について船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時、私は、病気療養のためA株式会社所有の船舶を下船し、復帰するまでの期間、給与に代えて傷病手当金を受給していたが、船員保険被保険者の資格を失うことは無く、3か月の未加入期間があることに納得がいかない。

また、私は、病気による下船を3回経験しているが、2回はA株式会社以外の外国航路の船舶運航期間として船員保険の期間がある。

一方、国内航路の船舶運航期間であるA株式会社の船員保険の期間のみが欠落していることは矛盾しており、被保険者の期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、申立人が病気下船していた申立期間について、保管していた人名表により、申立人と雇用契約があった旨回答している。

また、申立人の船員手帳の乗船記録及び雇用契約により、申立人が船員

として昭和 24 年 9 月 1 日から 26 年 11 月 14 日まで A 株式会社 に継続して雇用され、給与の支給（傷病手当金受給期間を除く。）を受けていたことが認められる。

さらに、A 株式会社における病気下船していた同僚の記録をみると、被保険者期間に欠落が無い。

加えて、A 株式会社は、現在の当事業所の船員は常用雇用の考え方であり、病気下船中に資格喪失することは考えられず、申立期間の保険料を控除していた可能性を否定できない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除（傷病手当金受給期間は、事業所が代理受領して支払う。）されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所 の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所 の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 6 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後 に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年5月1日、また、B株式会社における資格取得日は同年5月1日、資格喪失日は同年8月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月15日から同年8月15日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和20年4月15日から同年8月15日までの厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、昭和15年4月にB株式会社に入社し、19年7月から系列会社であるA株式会社で勤務していた。昭和20年4月の大空襲により同社工場が焼失したため、同年5月1日にB株式会社へ異動を命ぜられ、終戦の同年8月15日まで継続して勤務していた。

B株式会社C工場の昭和20年5月21日付けの任用辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社から系列会社であるB株式会社へ異動し、終戦の昭和20年8月15日まで継続して勤務していたと供述している。また、同僚の供述及び申立人から提出された昭和20年5月21日付けのB株式会社C工場発令の任用辞令（「幹部工補に任じD心得を命ずる。」辞令）により、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 4 月 15 日と記録されている。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿をみると、当該事業所の新規適用年月日が昭和 17 年 1 月 1 日であるにもかかわらず、21 年 4 月 23 日と記載されている上、健康保険の番号順に資格取得の記載状況をみると、資格取得日が前後しており不自然な状況が認められる。

加えて、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者台帳をみると、備考欄に「一部照合済台帳 32. 1. 31 認定」及び「全期間に対応する名簿 20 年 4 月 15 日（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日等が確認できないことから、同名簿が焼失する契機と考えられる大空襲（昭和 20 年 4 月 15 日）を資格喪失日に設定したものと推認でき、社会保険庁のオンライン記録上の資格喪失日は事実上即したものと認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 5 月 1 日、また、B 株式会社における資格取得日は同年 5 月 1 日、資格喪失日は同年 8 月 15 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

福井厚生年金 事案 150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月30日から同年5月1日まで
私は、昭和47年12月11日から平成8年12月31日までA株式会社に継続して勤務しており、同社B支店から本社への転勤に伴い、昭和53年4月30日に資格喪失されているため、1か月の未加入期間が生じている。これに納得いかないので、同年5月1日に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録等から、申立人は、申立期間を含む昭和47年12月11日から平成8年12月31日までA株式会社に継続して勤務し（昭和53年5月1日にA株式会社B支店から本社に赴任）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年3月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、一方で、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人のA株式会社B支店に係る資格喪失日は昭和53年4月30日と記載されている上、C厚生年金基金の記録も同日となっていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人

に係る昭和 53 年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から平成 9 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者の資格を喪失（平成 9 年 8 月 1 日）した後の平成 9 年 11 月 19 日に、8 年 7 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が 44 万円から 26 万円に引き下げられているが、7 年 10 月以降の給与は月額 44 万円程度であったので、標準報酬月額が引き下げられた記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aは、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 9 年 8 月 1 日に適用事業所でなくなっており、また、その約 3 か月後の同年 11 月 19 日に、申立人の 8 年 7 月から 9 年 7 月までの標準報酬月額 44 万円を 26 万円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの取締役（事業主）として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録及び同社の商業登記簿等から認められる。

また、申立人及びその妻は、「当時、社会保険料を 2 か月から 3 か月分を滞納していたが、延滞金を含め完納した。社会保険事務所職員の来訪指導により、滞納の一部を資格喪失後においても手形を割り引いて分割で清算した記憶があるが、詳しいことは覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人は、標準報酬月額の減額の遡及訂正について、全く関与しておらず、知らなかったと供述しているが、社会保険の届出については、当該事業所の取締役（事業主）である申立人の妻が行っていたこと、及び滞納保険料と標準報酬月額の減額の遡及訂正処理による保険料の減額が一

致することから判断すると、当該標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の取締役（事業主）であることから、全く知らなかったということは考え難い。

加えて、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の平成9年8月1日に健康保険任意継続被保険者の資格取得申請書を提出している上、標準報酬月額の26万円に基づく保険料を納付していることが確認できることから、当時、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の減額を理解していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、有限会社Aの取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から平成 9 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者の資格を喪失（平成 9 年 8 月 1 日）した後の平成 9 年 11 月 19 日に、8 年 7 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が 36 万円から 15 万円に引き下げられているが、7 年 10 月以降の給与は月額 35 万円であったので、標準報酬月額が引き下げられた記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aは、社会保険庁のオンライン記録により、平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 11 月 19 日に、8 年 7 月から 9 年 7 月までが 36 万円から 15 万円にさかのぼって訂正されたことが確認できる。

一方、当該標準報酬月額の訂正については、申立人及びその取締役（事業主）の夫は、「当時、社会保険料を 2 か月から 3 か月分を滞納していたが、延滞金を含めて完納した。社会保険事務所職員の来訪指導により、滞納の一部を資格喪失後においても手形を割り引いて分割で清算した記憶があるが、詳しいことは覚えていない。」と供述している。

しかし、申立人は、有限会社Aの取締役ではないものの、事業主の妻として、当該事業所における社会保険関係全般の事務手続（社会保険料の納入を含む。）を行っていた旨申立人自身が供述していること及び滞納保険料と標準報酬月額の減額の遡及訂正処理による保険料の減額が一致することから判断すると、当該標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務

としてなされた行為であると考えられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、事業主の妻であり、かつ社会保険の届出については申立人が行っていた旨供述していることから、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の平成9年8月1日に健康保険任意継続被保険者の資格取得申請書を提出している上、標準報酬月額15万円に基づく保険料を納付していることが確認できることから、当時、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の減額を理解していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 20 日から 46 年 9 月ごろまで
ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、A株式会社の厚生年金保険の資格取得期間が 10 か月しかないことに気づいた。

私は、昭和 41 年 11 月にB株式会社に入社し、1年くらい勤務した。その後、同系列会社であるA株式会社に異動し約4年間同じ形態で勤務していたにもかかわらず、同社における資格喪失日が 43 年 7 月 20 日となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA株式会社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の同社における雇用保険加入記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の資格喪失と同じ年月の昭和 43 年 7 月 25 日の離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

また、申立人が挙げた申立期間当時の同僚等を含め9名について電話照会を実施したところ、昭和 44 年 5 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得し事務職であった者は、申立人を覚えていないとしており、6名は、申立人が申立て事業所に在籍していたことは記憶しているが、申立期間に勤務していたか否かは記憶していないと供述している。

さらに、A株式会社の事業主は、申立期間当時の資料等を保有していないことから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

加えて、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原

票をみると、申立人の健康保険被保険者証が資格喪失（昭和 43 年 7 月 20 日）した翌月の昭和 43 年 8 月 8 日付けで社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理する健康保険記号番号順索引簿の整理番号（昭和 43 年 7 月 8 日から 47 年 4 月 1 日に資格取得した者まで）を確認したが、申立人の氏名及び欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで
②平成 10 年 1 月 31 日から 12 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪失した(平成 10 年 1 月 31 日)後の平成 10 年 2 月 5 日に、8 年 1 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が 20 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているが、申立期間①当時の給与は月額 9 万 2,000 円より多いはずである。

また、私は、会社が倒産した平成 12 年 2 月に会社を辞めており、申立期間②は継続して勤務していた。10 年 1 月 31 日に資格を喪失されていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aは、社会保険庁のオンライン記録により、平成 10 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされており、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 2 月 5 日に、8 年 1 月から 9 年 12 月までの期間について 20 万円から 9 万 2,000 円に遡及訂正されたことが確認できる。

また、申立期間①当時、申立人は当該事業所の取締役であったが、平成 8 年 8 月 18 日に辞任し、同日、申立人の長男が当該事業所の代表取締役に就任していることが商業登記簿謄本から確認できる。

しかし、代表取締役印が押印されている健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び、申立人、申立人の夫及び長男に係る健康保険厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届が社会保険事務所及び厚生年金基金に保管されており、当該届出当時、記録訂正等の原因となる届出が会社の業務としてなされたものと認められる。

さらに、申立人は「^{そきゅう}遡及訂正処理当時、会社は社会保険料を滞納しており、長男から、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正等について、社会保険事務所のアドバイスがあったことを聞いていた。」と供述している。

これらの事情により、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

一方、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期は事業所が倒産した平成12年2月ごろと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録上、当該事業所は10年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同記録(証交付・回収記録)をみると、申立人に係る健康保険被保険者証は資格喪失直後の同年3月2日に社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の平成10年1月31日から健康保険任意継続被保険者資格取得申請書を提出している上、標準報酬月額の9万2,000円に基づく保険料を納付していることが確認できることから判断すると、申立期間②当時、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを承知していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできず、また、申立期間②については、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}の記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで
②平成 10 年 1 月 31 日から 12 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪失した(平成 10 年 1 月 31 日)後の平成 10 年 2 月 5 日に、8 年 1 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているが、申立期間①当時の給与は月額 50 万円程度であった。

また、私は、会社が倒産した平成 12 年 2 月に会社を辞めており、申立期間②は継続して勤務していた。10 年 1 月 31 日に資格が喪失していることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aは、社会保険庁のオンライン記録により、平成 10 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされており、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 2 月 5 日に、8 年 1 月から 9 年 12 月までの期間について 59 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及訂正されたことが確認できる。

また、申立期間①当時、申立人は当該事業所の代表取締役であったが、平成 8 年 8 月 18 日に辞任し、同日、申立人の長男が後任の代表取締役に就任していることが商業登記簿謄本から確認できる。

しかし、申立人は、当該役員辞任後、従業員であったと申し立てているが、遡^{そきゅう}及訂正処理前の記録から、申立人の当該役員辞任後の報酬月額は、

後任代表取締役の報酬月額より多く、一般従業員であったとは考え難い。

さらに、代表取締役印が押印されている健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び、申立人、申立人の妻及び長男に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が社会保険事務所及び厚生年金基金に保管されており、当該届出当時、記録訂正等の原因となる届出が会社の業務としてなされたものと認められる。

加えて、申立人は、「^{そきゅう}遡及訂正処理当時、会社は社会保険料を滞納しており、長男から、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正等について、社会保険事務所のアドバイスがあったことを聞いていた。」と供述している。

これらの事情により、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

一方、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期は事業所が倒産した平成12年2月ごろと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録上、当該事業所は10年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同記録(証交付・回収記録)をみると、申立人に係る健康保険被保険者証は資格喪失直後の同年3月2日に社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の平成10年1月31日から健康保険任意継続被保険者資格取得申請書を提出している上、標準報酬月額の9万2,000円に基づく保険料を納付していることが確認できることから判断すると、申立期間②当時、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを承知していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできず、また、申立期間②については、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

平成 20 年 4 月ごろに届いたねんきん特別便において、申立期間の加入記録が漏れていたため、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月ごろまで有限会社 A で働いていた。当時、私は会社から健康保険証を受け取り、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社 A における作業内容等を詳細に記憶していることから、申立期間当時、当該事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立人の同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、申立人が記憶している同僚 2 名は、当該事業所において厚生年金保険に加入した記録が無く、申立期間当時勤務していた同僚 3 名は、いずれも入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、中には入社時期より 6 か月以上経過後に加入している者もみられ、申立期間当時、事業主が入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

また、申立期間について社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険記号番号順索引簿の記録を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない。

さらに、公共職業安定所に雇用保険の加入記録を照会したところ、申立

て事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

加えて、当該事業所の元事業主は、「申立期間当時の関係書類が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。